

介護情報 基 盤

介護情報基盤の 概要について

伊勢崎市長寿社会部介護保険課



目次



1. 介護情報基盤とは ——— 概要と導入のメリット



2. 実現できること ——— 具体的な業務の変化と効率化



3. 導入準備 ——— 活用可能になるまでの準備ステップ



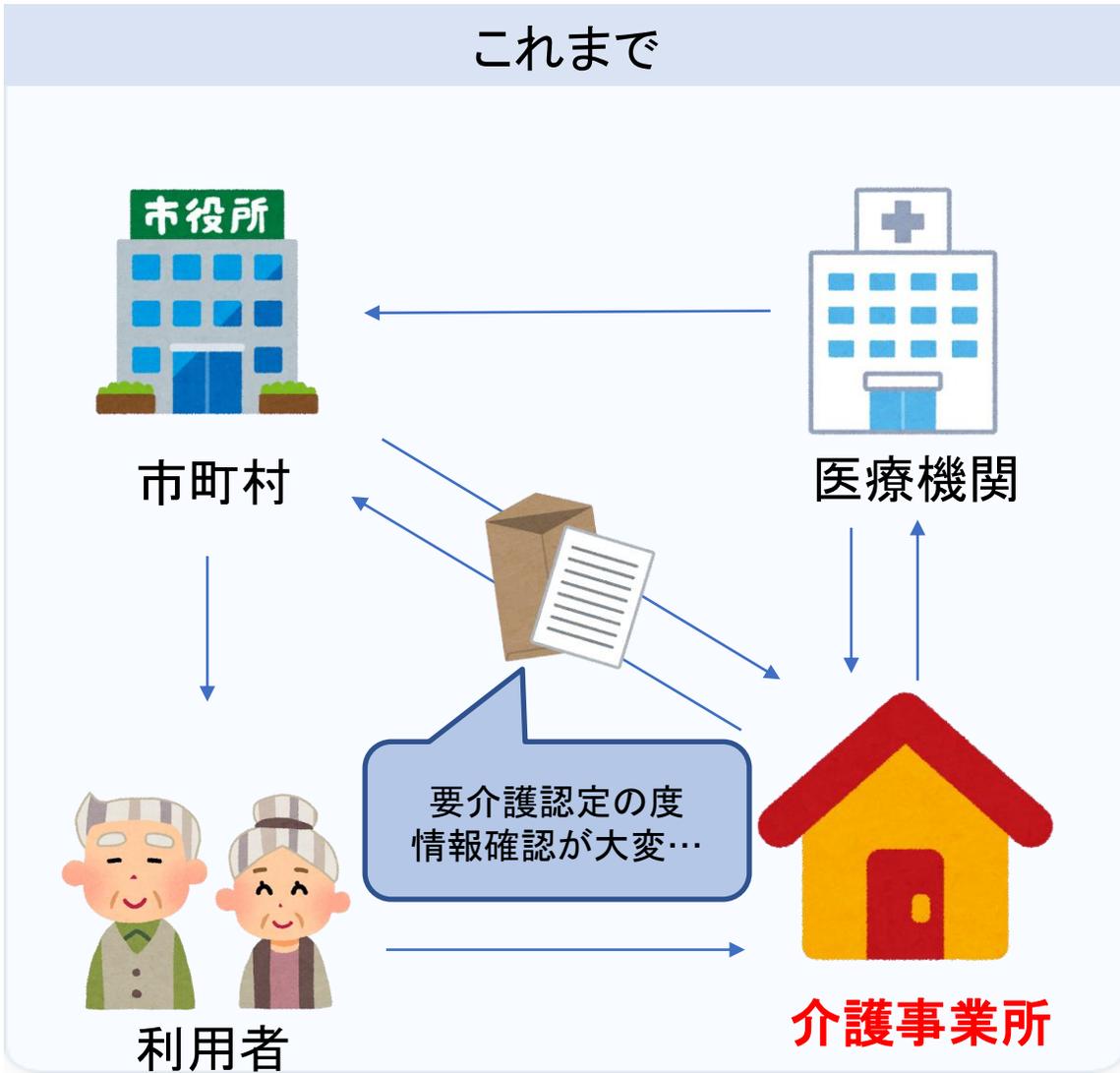
4. 助成金の申請 ——— 助成金の内容とスケジュール



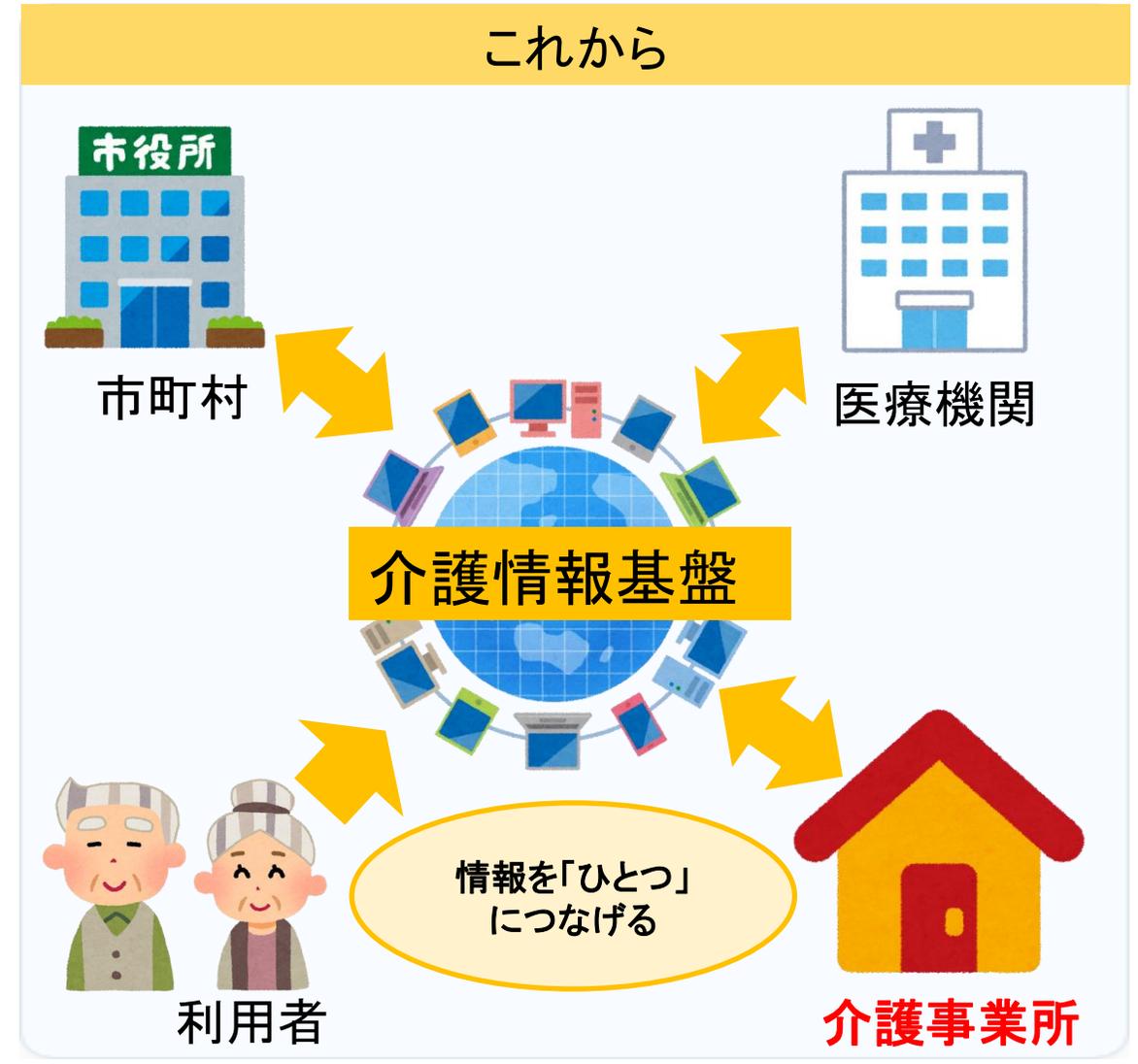
5. 今後のスケジュール ——— 伊勢崎市の運用開始時期と注意点

1.介護情報基盤とは

これまでは利用者の「介護に関わる情報」が、自治体、介護事業所、医療機関で分散しており、電話や郵送での確認が必要でした。



「介護情報基盤」は、それらの情報をデジタルで集約し、関係者間でスムーズに共有・管理するための共通基盤です。



1. 介護情報基盤とは

～介護情報基盤を取り入れることで得られる3つのメリット～



事務作業の効率化

紙での手間や負担のかかる作業が減り、より素早く容易に仕事を行えます。



情報の集約と共有

介護保険資格・主治医意見書・ケアプランなどの情報を集約し、サービス間で共有できます。

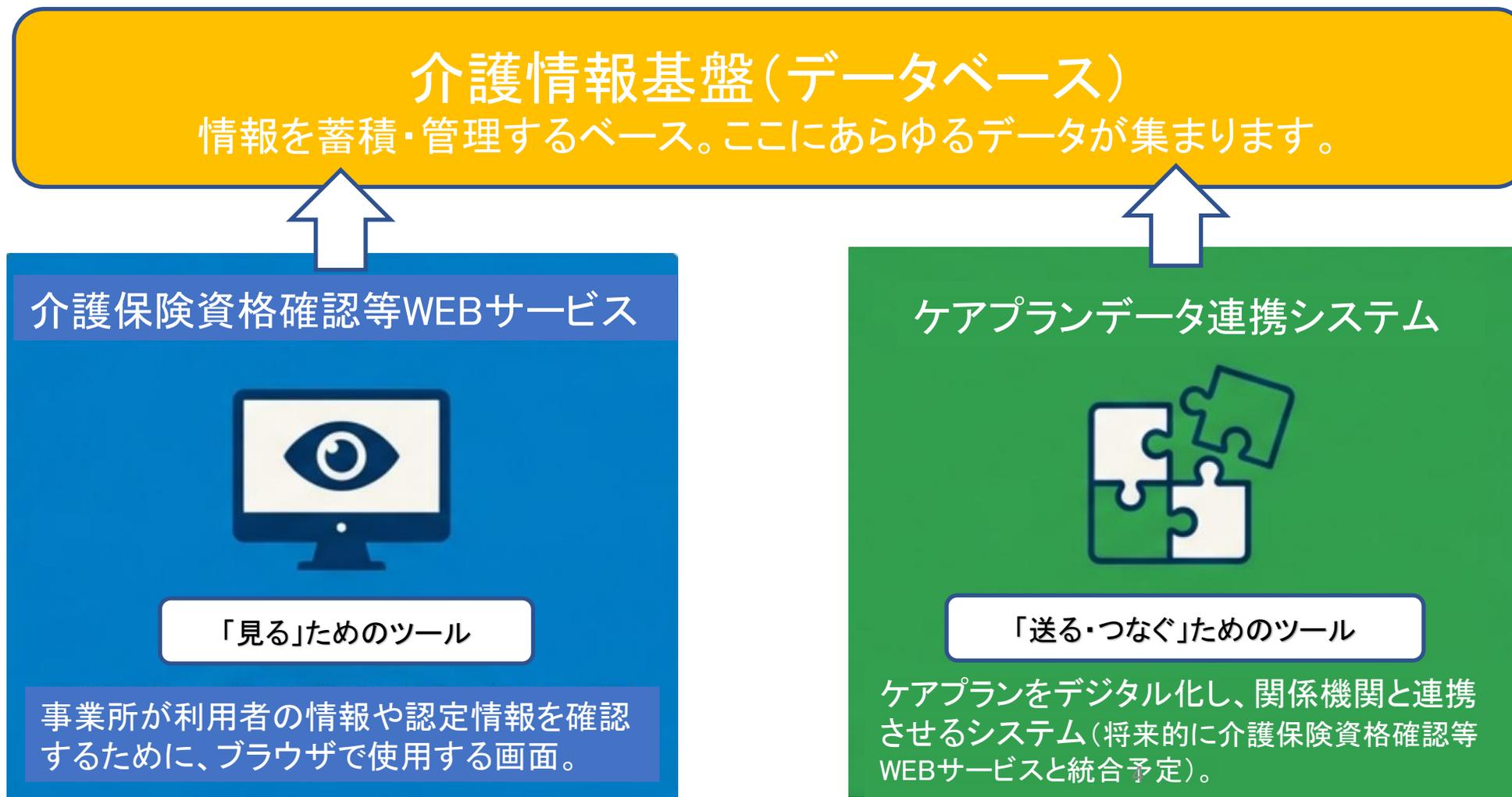


手続きのオンライン完結

申請・提出・受理などの作業を郵送や電話を介さずオンラインですぐに完結できます。

1. 介護情報基盤とは

～全体像と各システムの整理～



2. 実現できること① 資格情報等の確認



介護保険資格確認等WEBサービス(以下、「介護WEBサービス」と表記します)で検索・確認できること

- ・被保険者証情報(認定区分・有効期間)
- ・負担割合証情報
- ・負担限度額認定証情報
- ・住宅改修費・福祉用具購入費の利用状況

【メリット】

利用者(家族)に証の提示を求めたり、コピーをとる手間がなくなります。市町村へ電話で利用状況を確認する必要なく、事業所自らが状況を確認できます。

2. 実現できること② 要介護認定事務の見える化

進捗確認

- ・認定審査期間中でも、介護WEBサービス上で現在の進捗状況(審査中・認定済み等)を確認できます。

効果: 市役所への電話問い合わせが不要になります。



PDF 結果と書類の取得

- ・認定結果が出た直後に情報を閲覧可能です。「認定調査票」や「主治医意見書」も画面上で確認できます。

効果: 窓口や郵送での受け取りタイムラグが解消されます。



2. 実現できること③ 居宅サービス計画作成依頼届出の電子化

1. 本人確認



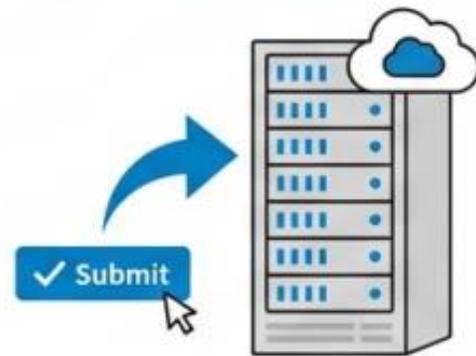
マイナンバーカード等で本人確認

2. データ作成



システム上で届出データ作成

3. 即時提出



クリックで即時提出完了



従来：本人確認の上、紙の届出書を作成し、市役所窓口へ持参または郵送。



今後：介護WEBサービス上で、より手軽に本人確認を行い、オンラインで代行提出。

3. 導入準備

～活用可能になるまでの準備ステップ～

STEP1

はじめに

- ①電子請求受付のID・パスワード確認
- ②介護情報基盤ポータルでの初回利用登録

STEP2

端末の準備

- ①インターネット接続可能なPC・タブレットを確認
- ②マイナンバーカードリーダーの取得

STEP3

各種設定

- ①電子証明書のインストール
- ②マイナ資格確認アプリのインストール等
- ③介護WEBサービスでのログイン等

STEP4

助成金の申請

- ・申請内容について
- ・申請期限について

※必要に応じて導入支援事業者の活用が可能※

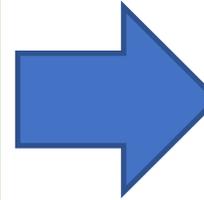
3. 導入準備

～STEP1 はじめに～

①電子請求受付システムのID・パスワード確認

【目的】この後の「介護情報基盤ポータルでの初回利用登録」「電子証明書のインストール」等で利用するため。

国保連合会から通知される「電子請求登録結果に関するお知らせ」の書類にIDが記載されています(KJ+12桁の数字)
※紛失時は電子請求受付システムから再発行してください

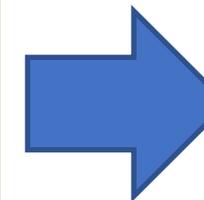


確認方法の詳細については、

セットアップ手順書 電子請求受付システムユーザID・パスワード編
https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/tebiki_besshi_03.pdf

②介護情報基盤ポータルでの初回利用登録

【目的】このあとの「マイナ資格確認アプリのインストール等」「助成金の申請」で利用するため。



登録方法の詳細については、

初回利用登録マニュアル
https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/first_time_user_manual.pdf

3. 導入準備

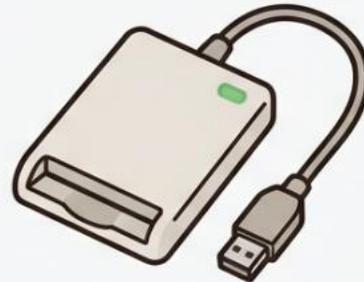
～STEP2 端末の準備～

1. クライアント端末



介護WEBサービス等を利用するためのPC、タブレット、スマートフォン等が必要。

2. カードリーダー



利用者のマイナンバーカードのICチップを読み取るためにカードリーダーが必要。※1

一般的なインターネットが使える環境であれば利用可能です。

カードリーダーの詳細については、

導入準備作業手引き(9,11p)

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/tebiki.pdf>

機器等を選択する際、介護WEBサービスの推奨環境に係る要件については、

医療機関等向け総合ポータルサイト

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011081

※1令和8年4月頃より、他の介護情報の閲覧方法として、介護被保険者証に記載されている保険者番号・被保険者番号等の情報を介護WEBサービスで入力して閲覧する方法も追加されます。

3. 導入準備

～STEP3 各種設定～

①電子請求受付システムで「電子証明書」のインストール

【目的】インストールすることでユーザである介護事業所が正規であることを証明するため。

《注意》電子証明書の取得までは1か月ほどかかる場合があります。

インストールの詳細については、
セットアップ手順書 電子証明書編
https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/tebiki_besshi_02.pdf

②マイナ資格確認アプリのインストール等

【目的】マイナンバーカードを読み取り、本人確認を行うために必要。

インストール等の詳細については、
マイナ資格確認アプリ利用申請手順書
https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/tebiki_myna_appli_shinsei.pdf

③介護WEBサービスでのログイン等

【目的】事業所が利用者の情報や認定情報を確認するために必要。

ログイン方法等の詳細については、
セットアップ手順書
介護保険資格確認等WEBサービス編
https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/tebiki_besshi_01.pdf

3. 導入準備

STEP1～3に関して、導入支援事業者への依頼

介護情報基盤(介護WEBサービス等)を利用するための「端末設定」や「技術的な支援」が必要な時には、導入支援事業者へ依頼することもできます。

介護情報基盤 導入支援事業者一覧

https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/dounyu_shien_gyousya.pdf

※介護事業所が導入支援事業者を把握いただくために情報を共有するものです。
掲載事業者との契約内容や条件につきましては、必ず介護事業所と導入支援事業者の双方で十分にご確認いただき、ご判断ください。



導入支援事業者に依頼することは必須ではないため、
介護事業所がSTEP1～3を資料を参照して作業しても問題はありません。

4. 助成金の申請

介護情報基盤の導入に伴う①「カードリーダーの購入経費」②「介護情報基盤との接続サポート等経費」に対して、助成金の申請が可能です。

※機器の購入や設定作業がすべて完了し、領収書などの証拠書類が揃った状態で申請を行う必要があります。

1. 対象（介護サービス種別）	2. カードリーダーの助成限度台数	3. 助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系 例：居宅介護支援 （看護）小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系 例：地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護	2台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他 例：地域密着型通所介護	1台まで	助成限度額は4.2万円まで

助成金申請の詳細については、

助成金申請の手引き

https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/jyoseikin_tebiki.pdf

助成金交付要綱

https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/jyoseikin_youkou_01.pdf

申請期限

令和8年3月13日(金)まで

※令和8年度以降の助成金の申請については未定となっています。

お問い合わせは、

介護情報基盤ポータルへお願いします。

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/inquiry/input>

5. 今後のスケジュール



※利用開始日とは...事務手続きを含めた各種準備が完了し、介護情報基盤を活用した介護保険業務を開始する日

運用の注意点

- ・介護情報基盤を活用した情報連携を行うかどうかは、介護保険法において義務付けられたものではなく「任意」のため、紙媒体でのやりとりも許容されます。
- ・ただし、介護情報等の電子的なやりとりによって、介護事業所における業務負担の軽減等のメリットもございますので、積極的にご活用いただきたいと考えています。

おわりに

- ・介護情報基盤に関する最新情報については、次ページ参考の「介護情報基盤ポータル」や厚生労働省の「介護情報基盤について」からご確認ください。
- ・また、「よくあるご質問」に分かりやすく情報が載っているためご活用ください。
よくあるご質問 | 介護情報基盤ポータル (<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/faq>)

参考

- <https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>
介護情報基盤ポータル
- <https://www.kaigo-kiban-portal.jp/materials>
各種資料 | 介護情報基盤ポータル
- https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59231.html
介護情報基盤について | 厚生労働省

